

はまつ 農業委員会だより

第23号

2022 令和4年12月9日 発行

特集

女性農業委員・農業委員会会長 インタビュー 1・2

農地の貸し借り支援について	3
農地の盛土等には手続きが必要です	4
農業者年金に加入しましょう!	4
農業振興情報	5
各種お知らせ	6・7

表紙写真:三方原ばれいしょ

三方原台地の酸性土壌の赤土で太陽の光をいっぱいに受けて育ったのが「三方原ばれいしょ」です。でんぶん質が豊富で肌のきれいな高品質なばれいしょとして全国で高い評価を受けています。

特集 女性農業委員・農業委員会会長インタビュー

浜松市農業委員会には、女性農業委員が3名、農業者以外の委員(※1)が3名在籍しています。女性委員であるとともに農業者以外の委員でもある伊藤安子委員と、農業委員会の松島好則会長に、多様な委員が在籍することによる効果や浜松市の農業についてお話を伺いました。



伊藤安子委員

会社を経営する傍ら、浜松商工会議所商業部会副部会長を務める。農業者以外の委員として農業委員会総会等に出席。現在2期目。

松島好則会長

平成24年から浜松市農業委員。平成27年に副会長、平成30年に会長就任、現在2期目。県農業会議では農政委員長を経て現在は副会長。

事務局:伊藤委員にお伺いします。農業委員になったきっかけと、印象に残った活動について教えてください。
伊藤委員:商工会議所での活動を通じて、当時の農業委員から応募を勧めていただきました。私は農業者ではありませんが、農地と担い手の減少を食い止めたいという思いがあります。自身の経験や農業者以外の視点を生かし、力になりたいと思って応募しました。

新型コロナウイルスの影響で活動は少なかったのですが、人・農地プラン(※2)に興味があり、話し合いに積極的に参加させていただきました。若い方が集まって農業をやろうとしている中、まとまった一団の農地を探すのに苦労されていましたが印象的でした。

事務局:松島会長にお伺いします。会長から見た、女性委員や農業者以外の委員の活躍について教えてください。

松島会長:委員一人ひとりが様々な視点や思いを持っているので、男性・女性に関係なく、少数でも多様な意見を大切にしています。農業者以外の視点から意見をいただけると、議論が活性化するのでとてもありがとうございます。

伊藤委員は女性委員であるとともに、農業者以外の委員でもあります。農業に興味を持ち、会議や研修会に積極的に参加いただいている、大変ありがとうございます。

以前、浜松市にひょうが降り、農作物や温室などに被害が出たことがあります。伊藤委員は保険の代理店を経営されていることから、まずは現場の写真を撮って、証拠を残しておくことが大事だと、農業委員が集まる会議でアドバイスをくださいました。農業者以外の委員だからこそできるアドバイスであり、とても助かりました。他の委員からも、大変参考になったと聞いています。

事務局:人口減少社会を迎える中で、女性の登用に

より、新たな担い手の確保や、多様な視点による農業の活性化が期待されます。農業委員会に女性委員が増えたり、農業に女性の意見を取り入れたりすることで、どんな効果が生まれると思いますか。

伊藤委員:女性委員が増えたら、女性農業者の横のつながりができて、より工夫した活動ができると思います。いろいろな会合に出る機会がありますが、もっと女性の参加者が増えたらいいですね。女性の声を拾ってもらえる社会になってほしいです。

例えばですが、スーパーで買い物をするのは女性が多いと思います。おいしそうに見えるパッケージや、野菜のセット販売、レシピの紹介など、女性に響く売り方を考えるのも、女性の方が得意かもしれません。私は実際に農作物を作ることは分からぬのですが、「もうかる農業」(※3)にしていくには、女性の意見が大事ではないかと思います。

松島会長:少し言い方は悪いですが、「これはおいしいからどうだ」という上からの目線ではなく、消費者の目線に立って工夫することが必要だと思います。これができるのが、女性の強みではないでしょうか。

事務局:最後に、浜松市の農業について、課題や期待することなど、お考えを聞かせてください。

伊藤委員:人・農地プランに興味があるのですが、浜松市は中山間地域や、農地の中に建物が点在している場所があり、広々とした一団の農地が多くないと感じています。まとまった広大な農地であれば、機械化などにより「もうかる農業」が可能になります。しかし、せっかく若い方が集まって農業をやろうとしても、耕作地が点在していては、思うように作業ができず大変だと思います。私は浜松で生まれ育った生粋の浜松っ子なので、浜松が大好きなのですが、この点は何とか改善されることを願っています。

松島会長:農作業をする際、農地の角の部分が一番時間がかかります。まとまった農地で大きい機械を使うと効率良く作業ができますが、耕作地が点在していると、角の

部分をいくつも作業することになるので、効率が悪くなります。浜松市の農地が減少してきているのは、私も実感しているところです。転用の基準を満たす案件はもちろん許可しますが、人・農地プランを軸として、優良農地の確保を進めていきたいです。

伊藤委員:浜松市の農業の発展のためには、やはり担い手不足の解消がテーマだと思います。過去10年間で浜松市の総農家数はおよそ3割、経営耕地面積はおよそ2割減少しました。担い手も農地も減少してしまっては、食料自給率も低くなってしまうのではと心配しています。女性や外国人を含めた、多様な担い手に活躍してもらうことが必要ではないでしょうか。

松島会長:担い手の確保は私も重要だと考えています。浜松市は面積が大きいため、多種多様な作物の栽培が可能であるとともに、日照時間は全国でもトップクラスです。また、東京と大阪の中間に位置し、交通の便に恵まれています。中山間地域が多く、地形的には不利な点もありますが、浜松市の特色を生かした、付加価値のある作物を作ることができたら、今より一層発展していくと期待しています。

(※1)農業者以外の委員

「農業委員会等に関する法律」により、「委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と規定されています。浜松市では、利害関係を有しない委員として、農業者以外の委員を3名任命しています。

(※2)人・農地プラン

集落・地域の話し合いを通じて、人と農地の問題を一体的に解決し、持続可能な力強い農業を実現するため、今後の中心となる経営体や将来の農地利用のあり方などを定めたプランです。

(※3)もうかる農業

浜松市農業振興ビジョンでは、「チャレンジ・工夫で『もうかる農業』を実現する」を基本理念としています。このビジョンにおける「もうかる農業」とは、小規模から大規模まですべての農業者が収益を上げることにより、農業が持続的に発展することを言います。これにより市民も安心して豊かな食を楽しむことができます。

農業委員への女性登用について

2020年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においては、すべての分野において「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。」とされています。

女性登用がもたらす効果

- 農業委員会に新たな視点が加わり、男性だけでは持ち得なかった経験や、新たな情報網などのリソース(資源)がもたらされます。
- 結果、地域内の多様な意見に基づく検討に繋がり、組織の活性化や委員会業務の進展等の効果が期待されます。

浜松市農業委員会における女性農業委員数の現状と目標は以下のとおりです。

現 状	24人中3人(12.5%)
目 標	早期に5人(20%)、2025年度までに8人(30%)

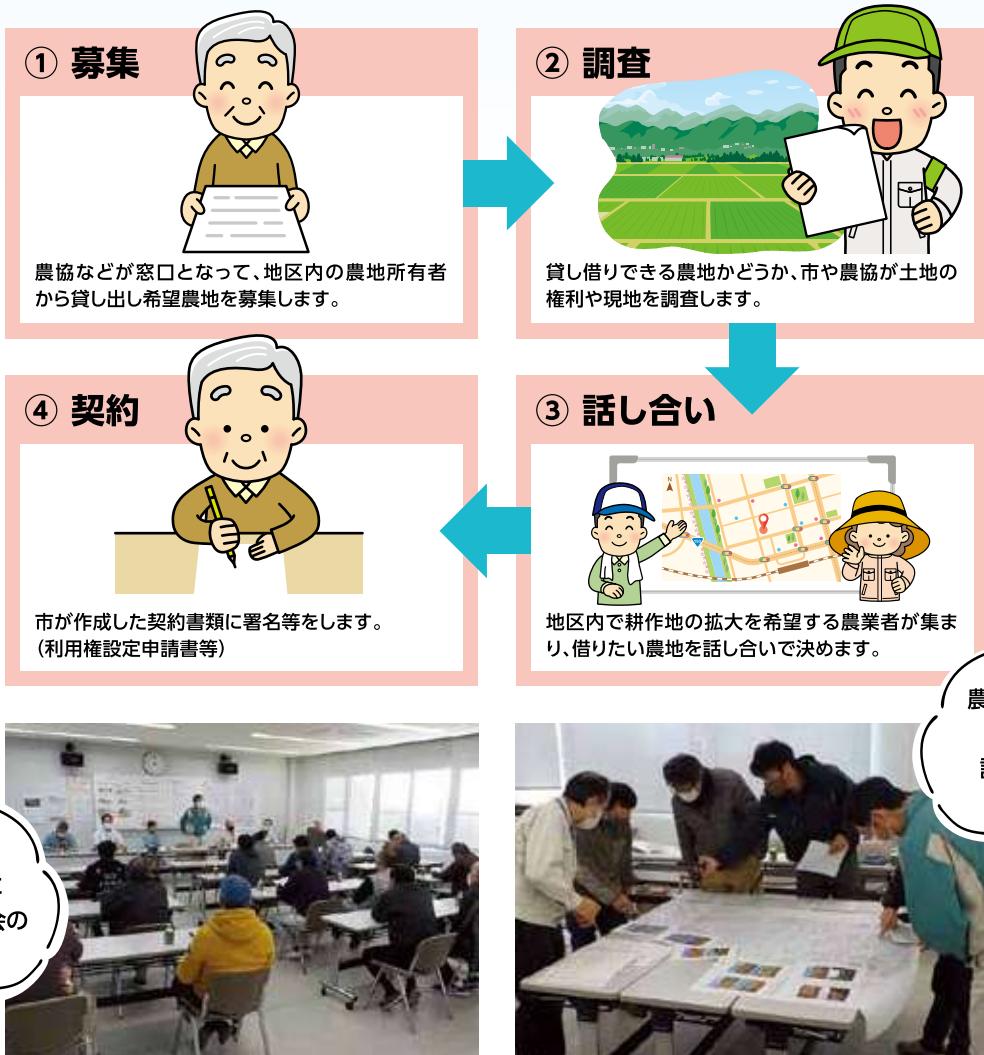
【参考】静岡県内の全農業委員に占める女性の割合:11.8%
(令和4年8月1日現在)

浜松市農業委員会では、男性・女性に関わらず、全ての委員が活躍しやすい組織づくりを目指しています。

農地の貸し借り支援について

浜松市では、経営規模を拡大していく担い手農業者に対して、貸し出し農地の募集などにより農地を確保していく「農地集積事業」を実施しています。

農地集積事業の流れ



東南部地区(芳川・飯田・河輪・五島・白脇)で貸し出しを希望する 《 農地(畠)の募集を始めました! 》

この地域では、エシャレットの生産が盛んで、新たに農業を始める方や、規模拡大をしたい農業者から「農地を借りたいがどこに相談したらよいのか」という声が多くありました。

一方で、離農や相続により「農地が管理できない」「誰かに借りてもらいたいけれどどこに相談したらよいのかわからない」などの相談も増えていました。

そこで、地元(協議会)が中心となって、この課題を解決すべく農業者と農地所有者をつなげるしくみづくりを目指して、話し合いを行いました。

その結果、令和3年度から協議会事務局である農協が窓口となって貸し出し農地(畠)の募集を行い、農業者へ貸付するしくみができました。

お問い合わせは

東南部地区内の畠貸し出し申込みについて
JAとぴあ浜松
南営農センター

TEL. 425-5931

農地貸借の制度等について
農地利用課

TEL. 457-2836

農地の盛土等には 手続きが必要です

農地の盛土や埋立ては、事前に農業委員会への手続き(届出又は許可)が必要です。

例

- ・田んぼから畑への農地転換(農地改良)
- ・果樹園の造成 等

届出 工事期間が1カ月以内で農地改良をしようとする場合(残土処分を除く)

許可 上記以外

お問い合わせは ➤ 農業委員会事務局

【中・東・西・南区の農地】農地調整グループ TEL. 457-2485

【北区の農地】 北部農地利用グループ TEL. 523-3106

【浜北・天竜区の農地】浜北農地利用グループ TEL. 585-1118

また、静岡県盛土等の規制に関する条例により、汚染のおそれのある土砂等による盛土等は禁止されたとともに、盛土等を行う土地の区域の面積が1,000m²以上又は盛土等に使用する土砂等の量が1,000m³以上の場合は、同条例の許可が必要となりました。

所有する農地において、不適正な盛土等が行われることのないよう、適正な管理に努めましょう。

詳しくは
静岡県盛土対策課のホームページ
をご覧ください



<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-065/morido/top.html>

お問い合わせは ➤ 静岡県盛土対策課 TEL. 054-221-2137

老後に備えて、農業者年金に加入しましょう!

加入資格

- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満(60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます)

6つの 特長

- ① 農業者なら広く加入できます。
- ② 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。
- ③ 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます。
- ④ 終身年金です。80歳前に亡くなられても死亡一時金があります。
- ⑤ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。



お問い合わせは ➤ 農業委員会事務局 TEL. 457-2481 又は、お近くのJAへ

農業振興情報

あなたも認定農業者になりませんか？

(1) 認定農業者とは？

「農業経営改善計画」を市に提出し、市から認定を受けた農業者をいい、令和4年6月末現在、1,104名（農林水産大臣認定、静岡県知事認定を含む。）の皆さんが認定を受けています。

(2) 認定農業者になるメリットは？

認定農業者になり、人・農地プランに位置付けられることで、以下の支援事業（一例）に応募ができます。

- ① 農業制度資金の活用及び金利負担軽減措置 ② 国・県・市などの補助事業の活用
- ③ 経営所得安定対策 ④ 農業者年金保険料の国庫補助 など

(3) 認定農業者になるための経営目標

所得目標 年間農業所得750万円程度（従事者が1人の場合は400万円）

※中山間地域は年間農業所得600万円程度（従事者が1人の場合は300万円）

労働時間 年間総労働時間…1,800～2,000時間

申請に必要な書類や、認定までの流れについては、浜松市のHPをご覧ください。

お問い合わせは 農業振興課 担い手支援グループ TEL. 457-2331

令和4年度 浜松市動物被害対策補助金のお知らせ

浜松市では、イノシシ等の野生動物による農作物の被害を防止するために、電気柵等の購入・設置費用に対して補助を行っています。

※ただし、予算が限られているため、申込み多数の場合、補助が受けられないことがあります。

補助対象（購入・設置費用に限る）	補助率	補助金上限額
電気柵・忌避効果資材・追払い資材・捕獲わな	経費（消費税を除く）の 10分の2以内	20,000円
防護施設（フェンス等）		80,000円
複合柵（電気柵と防護施設を一体で整備）		100,000円

申請前に鳥獣被害対策基本講座を受講すると、補助率が「経費（消費税を除く）の10分の5以内（上限額あり）」に上がります。

鳥獣被害対策基本講座開催日 要予約 主催：浜松地域鳥獣被害対策協議会 予約締切：令和5年1月25日（水）

開催日	開催場所	開催時間	予約先電話番号
令和5年2月1日（水）	天竜区役所 21・22会議室	午前10時～11時30分	922-0030

●補助金申請条件

・市税を完納している者であること。
(申請時に納付・納入確認同意書へ記入していただきます。)

・浜松市暴力団排除条例に規定する
暴力団員でないこと。
(申請時に誓約書を記入していただきます。)

必ず、電気柵等を購入・設置する前にご相談ください。

詳しい申請手続き・お問い合わせは 農業振興課

・生産環境グループ

TEL. 457-2332

・北部農業グループ

TEL. 523-1113

・浜北農業グループ

TEL. 585-1117

・天竜農業グループ

TEL. 922-0030

（三ヶ日・引佐・水窪・佐久間・春野・龍山協働センターでも受付します。）

各種お知らせ

農地を借りてくれる人をお探しの方へ(浜松市農地銀行)

農業委員会では、農地所有者から申し込みのあった「貸したい」「売りたい」農地の情報をホームページ等で公開し、農地を「借りたい」「買いたい」農業者との橋渡しをする農地銀行事業を行っています。農地を借りてくれる人をお探しの方は、農業委員会までお申し込みください。

*申込用紙は農地台帳補完調査に同封してあります。別途申込用紙が必要な方は、農業委員会までご連絡ください。

農地を相続したけど
農業をやる
予定はないし、
どうしよう…



今回の申込情報は、令和6年3月末まで登録されます。
継続して登録を希望する場合には毎年度お申し込みが必要です。



農地銀行に登録されている農地情報は

パソコンやスマートフォンで見ることができます

<https://www.hamanougin.jp>または「浜松市農地銀行」で検索



お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2836

浜松パワーフードプロジェクトの参加者を募集しています

このプロジェクトは、生産から販売まで、さまざまな事業者が一丸となって浜松の食材を味わう感動を消費者へ届けることを目指しています。たくさんの商品に恵まれた浜松市ならではのブランドを、みなさんと一緒に作り上げていくために、たくさんの方の参画を募集します!「浜松パワーフード」宣言及び応援宣言をしていただいた方へは認定証を発行します。

浜松パワーフードとは?

～徳川家康公を支えた浜松産の旬の食材～

浜松・浜名湖地域で生産、漁獲され「農林水産業に携わる人の想い」や「恵まれた自然環境(長い日照時間、山間地・台地・沖積地の多様な土質、沿岸・湖面・内水面の多様な漁場)」を感じることができる旬の食材。およそ17年間浜松で過ごし、後に天下人となった徳川家康公の躍進を支えたのは、浜名湖の魚介類をはじめとするこの地域の豊かな食。浜松の旬の食材は、元気と健康につながるパワーフードです。

【申請方法】浜松市公式HPフォームから

- 生産者・農協・漁協等:
生産者の顔が見える
「浜松パワーフード」宣言



- 飲食・加工・観光事業者等:
飲食・加工店舗が支える
「浜松パワーフード」応援宣言

【主催】

浜松・浜名湖地域 食×農プロジェクト推進協議会
構成員:行政団体(浜松市・湖西市・静岡県)、
農林水産業団体、観光宿泊飲食関係団体

お問い合わせは 農業水産課 TEL. 457-2334

農作業で堆肥を活用される方へのお願い

市民の方から畑におかれた堆肥について、においや虫の発生など、多数の相談が市役所へ寄せられています。畑で堆肥を活用する際は、**以下の点に配慮してください。**

- ① 畑に堆肥を降ろすときは、できるだけ民家から離れた場所にする。
- ② 畑に堆肥を降ろしたら、できるだけ早く鋤きこむ。
- ③ 風雨等天候に注意し、においの発生や堆肥の流出による近隣の方への影響を極力減らす。

お問い合わせは

環境保全課 大気・騒音対策グループ **TEL. 453-6170**
農業振興課 生産環境グループ **TEL. 457-2332**

野焼きは原則禁止です

『野焼き』は、屋外で行う焼却行為のことを指し、**法律では原則禁止**の行為です。



※農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為は、禁止行為から除外されていますが、近隣から苦情があった場合は、やめていただくことがあります。

お問い合わせは

環境保全課
大気・騒音対策グループ **TEL. 453-6170**

生産緑地地区の指定が**300m以上**の農地等からできるようになりました

これまで生産緑地地区^(※1)指定の面積要件は、一団の農地等で500m以上でしたが、「生産緑地法」改正及び「浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」制定に伴い、浜松市では**300m以上**から指定ができるようになりました。

なお、本要件以外の要件(以下の2つ)については従来どおりです。

- ① 市街化区域内の一団の農地等^(※2)で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- ② 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能であること。

お問い合わせは

緑政課 緑地保全グループ **TEL. 457-2597**

※1 生産緑地地区：市街化区域内の良好な都市環境の形成に資する農地等のうち、要件を満たす土地を浜松市の指定指針に基づき審査し、都市計画の手続きを経て指定するものです。指定されると、固定資産税及び都市計画税等の優遇を受けますが、農地等の管理義務や建築等の行為制限がかかります。詳しくは、浜松市緑政課までお問い合わせください。

※2 農地等：農業の用に供されている農地、採草放牧地、林業の用に供されている森林、漁業の用に供されている池沼。

浜松市役所 農業 担当窓口

[業務時間／平日 8:30～17:15]

担当窓口		お問い合わせの内容		
農業水産課	TEL 457-2333	6次産業化・ブランド戦略	海外販路開拓	企業の農業参入
		農業経営塾	食農教育、地産地消	ユニバーサル農業
		農泊・食文化発信	スマート農業	
農業振興課	TEL 457-2331	認定農業者	経営体育成支援	家族経営協定
北区	TEL 523-1113	認定新規就農者	農業次世代人材投資事業	被災証明
浜北区	TEL 585-1117	経営所得安定対策	農業制度資金・利子助成	鳥獣被害対策
天竜区	TEL 922-0030	農産物の生産振興	中山間地域交付金	畜産振興
市民農園			環境にやさしい農業	
農地利用課・農業委員会事務局	TEL 457-2481	農地の売買・貸借	農地の利用権設定	農地中間管理事業
		遊休農地対策	耕作放棄地再生	人・農地プラン
		農地銀行	農地台帳の登録・変更	農地の相続届出
		農業者年金	農地の草刈指導	農地の転用
		農地所有適格法人	納稅猶予	農地法許可証明
		農用地区域除外・編入	青地・白地の確認	
農地整備課	TEL 457-2311	農業用水路	農道	土地改良区
		多面的機能支払交付金	三方原用水二期事業	水路の草刈り、泥上げ

農業委員会と農業委員会だよりに関するご意見・ご要望は、農業委員会事務局までお願いします。

令和4年12月9日発行

発行者：浜松市農業委員会 浜松市中区元城町103番地の2 本館6階

TEL.053-457-2481 FAX.050-3730-5387 E-mail:nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

